

2022年度コスメバンクプロジェクト運営コミッティ 「ボードメンバー企業」規約

第1条 (目的)

本規約は一般社団法人バンクフォースマイルズ(以下「BFS」といいます。)のコスメバンクプロジェクト運営コミッティ(以下「コミッティ」といいます。)に参加するボードメンバー企業(以下「ボードメンバー」といいます。)に関する事項を定めることを目的とします。

第2条 (年度)

コミッティの2022年度の年度(以下「当年度」といいます。)は2022年3月1日から2023年2月28日までとします。

第3条 (参加方法)

1. ボードメンバーとしてコミッティに参加を希望する場合は、本規約に同意の上、BFSが指定する方法により申請を行うものとします。
2. 申請者が指定したメールアドレスに、BFSから登録完了メールを送信することにより、ボードメンバーとして承認されます。
3. ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、BFSは申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 申請フォームに虚偽の事項を記載した場合
 - (2) 申込者が第8条(禁止事項)に該当するおそれがある場合
 - (3) 申込者が第9条(反社会的勢力の排除)に該当するおそれがある場合
 - (4) その他、コスメバンクプロジェクトの運営上、BFS理事会が適当でないと判断した場合

第4条 (ボードメンバーの運営協力)

1. ボードメンバーは当年度のコスメバンクプロジェクトの運営を維持するため、BFSへ下記(1)(2)(3)のいずれかの提供を行うものとします。
 - (1) 【1口】当年度の春夏・秋冬2回の商品提供(期間中3万個まで)及びメンバーシップ費50万円
 - (2) 【2口】当年度の春夏・秋冬2回の商品提供(期間中10万個まで)及びメンバーシップ費100万円
 - (3) 1口50万円のメンバーシップ費
2. 当年度の途中で参加する場合、参加承認を得てから1ヵ月以内にメンバーシップ費を納入するものとし、月割計算や日割計算は行わないものとします。商品の納入について

は、BFSとの協議により決定するものとします。

3. 商品やメンバーシップ費の納入時期や納入方法は、BFSの指定によるものとし、倉庫までの配送料及び振込手数料はボードメンバーが負担するものとします。
4. 提供商品は使用上の安全性に問題がないことを保証できるものとし、利用期限は配布予定時期から1年程度あることを目安とします。
5. 納入された商品及び会費は返還しないものとします。なお、BFSは提供された商品をコスメバンクプロジェクトの定める目的にのみ利用し、当該商品を提供したボードメンバーの許諾なく第三者への販売、贈与その他の譲渡は致しません。

第5条 （ボードメンバーの権利等）

ボードメンバーは以下に記載する権利を有するものとします。

1. コミッティのアドバイザーボードに就任（半期に一度程度、アドバイザーボードによる検討協議会を予定）
2. HP等でボードメンバー企業として紹介
3. コスメバンクプロジェクトへの参加を示すロゴマークの利用（ロゴマークの利用規約を遵守すること）
4. コスメバンクプロジェクトLINE公式アカウントに登録した女性へのアンケート実施やコミュニケーション機会の提供等
5. 社員の皆様の活動参加機会（ボランティア）を希望に応じて提供
6. 感謝状及び活動報告レポートの送付
7. 年次会計報告書の送付

第6条 （本規約の改定）

BFS理事会の決議により、本規約を改定する場合があります。本規約の改定にあたっては、改定後の本規約の内容及び施行時期を適当な方法によりボードメンバーに事前に通知するものとします。

第7条 （コミッティからの脱退）

ボードメンバーは別に定める脱退届をBFSに提出することにより、任意にコミッティから脱退することができます（ただし、既に提供された商品及びメンバーシップ費は返還しないものとします。）。

第8条 （除名及び権利の喪失）

ボードメンバーが次の各号のいずれかに該当する場合は、BFS理事会の決議によりコミッティから除名され、同時に第5条の権利を喪失することになります。

1. 会費を期限から1ヵ月以上納入しないとき

2. 提供商品を期限内に納品しないとき又は商品に重大な不備があったとき
3. 公序良俗に反し又は反するおそれのある行為をしたとき
4. 法令に違反し又は違反するおそれのある行為をしたとき
5. BFS及びコスバンクプロジェクトの名誉を傷つけ又はその理念に反するおそれのある行為をしたとき
6. 本規約に違反したとき
7. ボードメンバーの企業が解散したとき
8. その他除名すべき正当な事由があるとBFS理事会で決議されたとき

第9条 （反社会的勢力の排除）

ボードメンバーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
5. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第10条 （企業情報の変更）

ボードメンバーは、BFSに届け出ている企業情報に変更が生じた場合には、その旨をメールにて速やかにBFSに届けるものとします。

第11条 （個人情報の取扱い）

ボードメンバーは、BFSの定めるプライバシーポリシーを遵守するものとします。

第12条 （延期又は中止等）

天災その他、やむを得ない理由によりコスバンクプロジェクトを継続することが困難となったときは、BFS理事会及びボードメンバーと協議の上、コスバンクプロジェクトの活動を延期又は中止する可能性があります。その場合には、提供商品の返送等について協議させていただくことがあります。

以上

2022年2月7日 制定

2022年2月25日 改定

2022年6月8日 改定